明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件
（政治資金適正化委五二）　一

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同五三）　三

○税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府とノルウェー王国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件
（外務三二〇）　四

○太平洋気候変動センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の書簡の交換に関する件（同三二一）　七

○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件
（農林水産一五二九）　八

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（同一五三〇）　八

○肥料を登録した件（同一五三一）　八

○高速自動車国道に関する件
（国土交通九一九）　八

○都市公園に関する件
（関東地方整備局二六五）　八

○建築基準法の規定により指定確認検査機関の業務区域及び事務所の所在地を変更した件
（中部地方整備局九一）　八

〔国会事項〕

登録実施機関の登録事項の変更について（東北運輸局）　八

〔皇室事項〕

法務
公証人任免（法務省）　八

〔官庁報告〕

官庁事項
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告
（国土交通省）　八

〔公　告〕

諸事項
官庁
押収物還付、有権者申出方、迫川上流土地改良区役員の退任関係　九

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　九

地方公共団体
教育職員免許状失効関係　九

会社その他
株式会社の変更、解散、合併、清算人の就任、破産手続開始の決定、合併公告、定款の変更、資本金の額の減少、解散及び清算人の就任、清算結了、破産手続終結の決定、株券喪失登録、株券喪失登録の抹消、株券喪失登録の更新、株券喪失登録の更新の抹消、株券喪失登録の取消し、株券喪失登録の取消しの抹消、株券喪失登録の更新の取消し、株券喪失登録の更新の取消しの抹消、新株予約権喪失登録、新株予約権喪失登録の抹消、新株予約権喪失登録の更新、新株予約権喪失登録の更新の抹消、新株予約権喪失登録の取消し、新株予約権喪失登録の取消しの抹消、新株予約権喪失登録の更新の取消し、新株予約権喪失登録の更新の取消しの抹消、新株予約権付社債券喪失登録、新株予約権付社債券喪失登録の抹消、新株予約権付社債券喪失登録の更新、新株予約権付社債券喪失登録の更新の抹消、新株予約権付社債券喪失登録の取消し、新株予約権付社債券喪失登録の取消しの抹消、新株予約権付社債券喪失登録の更新の取消し、新株予約権付社債券喪失登録の更新の取消しの抹消、社債券喪失登録、社債券喪失登録の抹消、社債券喪失登録の更新、社債券喪失登録の更新の抹消、社債券喪失登録の取消し、社債券喪失登録の取消しの抹消、社債券喪失登録の更新の取消し、社債券喪失登録の更新の取消しの抹消、仮券喪失登録、仮券喪失登録の抹消、仮券喪失登録の更新、仮券喪失登録の更新の抹消、仮券喪失登録の取消し、仮券喪失登録の取消しの抹消、仮券喪失登録の更新の取消し、仮券喪失登録の更新の取消しの抹消、利札喪失登録、利札喪失登録の抹消、利札喪失登録の更新、利札喪失登録の更新の抹消、利札喪失登録の取消し、利札喪失登録の取消しの抹消、利札喪失登録の更新の取消し、利札喪失登録の更新の取消しの抹消、合併、清算人の就任、破産手続開始の決定、合併公告、定款の変更、資本金の額の減少、解散及び清算人の就任、清算結了、破産手続終結の決定、株券喪失登録、株券喪失登録の抹消、株券喪失登録の更新、株券喪失登録の更新の抹消、株券喪失登録の取消し、株券喪失登録の取消しの抹消、株券喪失登録の更新の取消し、株券喪失登録の更新の取消しの抹消、新株予約権喪失登録、新株予約権喪失登録の抹消、新株予約権喪失登録の更新、新株予約権喪失登録の更新の抹消、新株予約権喪失登録の取消し、新株予約権喪失登録の取消しの抹消、新株予約権喪失登録の更新の取消し、新株予約権喪失登録の更新の取消しの抹消、新株予約権付社債券喪失登録、新株予約権付社債券喪失登録の抹消、新株予約権付社債券喪失登録の更新、新株予約権付社債券喪失登録の更新の抹消、新株予約権付社債券喪失登録の取消し、新株予約権付社債券喪失登録の取消しの抹消、新株予約権付社債券喪失登録の更新の取消し、新株予約権付社債券喪失登録の更新の取消しの抹消、社債券喪失登録、社債券喪失登録の抹消、社債券喪失登録の更新、社債券喪失登録の更新の抹消、社債券喪失登録の取消し、社債券喪失登録の取消しの抹消、社債券喪失登録の更新の取消し、社債券喪失登録の更新の取消しの抹消、仮券喪失登録、仮券喪失登録の抹消、仮券喪失登録の更新、仮券喪失登録の更新の抹消、仮券喪失登録の取消し、仮券喪失登録の取消しの抹消、仮券喪失登録の更新の取消し、仮券喪失登録の更新の取消しの抹消、利札喪失登録、利札喪失登録の抹消、利札喪失登録の更新、利札喪失登録の更新の抹消、利札喪失登録の取消し、利札喪失登録の取消しの抹消、利札喪失登録の更新の取消し、利札喪失登録の更新の取消しの抹消　一〇

告示

○政治資金適正化委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年八月九日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五一〇二	二八、七、二二	赤塚　法生
五一〇三	二八、七、二二	滝口　綾子
五一〇四	二八、七、二二	山田　源

○政治資金適正化委員会告示第五十三号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年八月九日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
一四八三	大槻　展子	一四八五　二八、七、二五	

○外務省告示第三百二十号

平成二十八年六月十六日に東京で、税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府とノルウェー王国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同年九月十四日に効力を生ずる。

平成二十八年八月九日

外務大臣　岸田　文雄

（訳文）

税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府とノルウェー王国政府との間の協定

日本国政府及びノルウェー王国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

日本国とノルウェー王国との間の友好関係に留意し、また、両締約国政府間の協力を強化し、及び補完することを希望し、

日本国とノルウェー王国との間の商業関係の重要性を考慮し、また、このような関係の調和的発展及び両国の利益の発展に寄与することを希望し、

関税法令に対する違反が、両国の安全並びに両国の経済、商業、財政、社会、文化、農業及び公衆衛生における利益を害するものであることを考慮し、

両国の関税法令の適用及び執行に関する事項における国際協力の必要性を認識し、

両税関当局間の緊密な協力、特に情報の交換が関税法令違反に対する行動を一層効果的なものとし得ることを確信し、

関税その他の輸出入に際し徴収される税を正確に査定し、並びに禁止、制限及び規制措置の税関当局による適正な執行を確保することの重要性に留意し、

麻薬及び向精神薬の不正取引が公衆衛生及び社会に対し害となることを考慮し、

国際的な組織犯罪及び犯罪集団の脅威並びにそれらと効果的に戦う必要性に留意し、

千九百八十八年十二月二十日の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約を考慮し、

千九百五十三年十二月五日の相互行政支援に関する関税協力理事会の勧告を考慮し、

特定の物品に関する禁止、制限及び規制措置を内容とする国際条約にも留意して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「関税法令」とは、税関当局が運用し、及び執行する法令であって、物品の輸入、輸出、通過、蔵置及び移動を規律し、並びに物品をその他の税関手続の管理下に置くもの（税関当局の権限の範囲内において物品を禁止し、制限し、及び規制する措置を含む。）をいう。

(b)　「税関当局」とは、日本国については財務省、ノルウェー王国については関税・間接税庁をいう。